

1. 新しくクリーニング所等をはじめるとき(新規申請)

STEP 1

事前相談

新築や改築に着工する前に、施設の図面等をお持ちの上、ご相談ください。

※構造設備の基準については、別添「施設設備基準」を参照してください

STEP 2

申請書類の提出

営業開始予定日の概ね2～3週間前までに開設届及びその添付書類を提出してください。

その際、申請手数料(北海道収入証紙)を納付していただきます。

※提出が必要な書類は別添「届出に必要な書類等一覧」を参照してください

※コインオペレーションクリーニング(コインランドリー)の開設届については、申請手数料はかかりません。

STEP 3

施設の現地調査

保健所職員が理・美容所の現地調査を行います。

調査時には、洗濯機、洗濯物の受け渡し台、有機溶剤を使用する場合はその保管容器など営業に必要なものがそろっている必要があります。

※洗濯物の受取り、引渡しを車両でのみ行う場合(無店舗取次店)は全ての営業車両が調査対象となります。

STEP 4

確認証(許可証)の交付

施設の現地調査で問題がなければ、通常3～4日(休日を含まない)程度で確認証(許可証)が発行されます。

STEP 5

営業開始

確認証を受け取った日以降に営業が開始できます。

確認証は、お店の見やすい位置に掲示してください。

※ 外勤等により担当者が不在にしている場合がありますので、ご相談・お手続きのために来所される場合は、できるだけ事前に電話等でご連絡いただきますようお願いいたします。

2. 施設の名称、施設の構造等の申請事項が変更になったとき

変更後、すみやかに保健所に届け出てください。



施設(作業場)の増改築を行う場合や、その程度によっては、改めて新規許可申請が必要になる場合や変更が認められない場合がありますので、変更前にご相談ください。



営業場所が変わる場合は、改めて新規申請が必要となります。
また、相続や事業譲渡により営業者が変わる場合や、合併・分割により法人格が変わる場合は、下記3. ～5. の申請が必要です。

様 式

クリーニング所開設届出書(無店舗取次店営業届出書)記載事項変更届出書
コインオペレーションクリーニング営業施設変更届

添付書類

- ・営業者氏名(個人)の変更 → ☐ 戸籍謄本の写し等新姓・旧姓が分かるもの
 - ・営業者氏名(法人)の変更 → ☐ 履歴事項全部証明書等変更の事実が分かるもの
 - ・施設設備の変更 → ☐ 変更後の図面、設備の目録
 - ・クリーニング師の変更 → ☐ クリーニング師免許証の写し(写)
- ☐ 確認証に記載されている事項が変更となる場合、許可証(原本)
※変更事項の裏書きが終わり次第返却します

3. 法人の合併・分割により営業が承継されるとき

合併・分割が発生した後、遅滞なく保健所に届け出てください。



営業承継後に施設の名称等を変更した場合、併せて上記2. により変更事項を届け出てください。



コインランドリーについては、該当する手続きがないため、再度1. の手続きが必要となります。

様 式

〔合併〕 合併による承継届出書
〔分割〕 分割による承継届出書

添付書類

- ☐ 営業を承継する法人の登記事項証明書
- ☐ 確認証(原本) ※営業を承継した旨の裏書きが終わり次第返却します

4. 相続により営業が承継されるとき

相続後、遅滞なく保健所に届け出てください。



この申請は、営業者が亡くなった場合にのみ適用されます。前営業者が生存している状態で営業を譲り受けた場合(生前贈与等)は、下記5. により申請してください。



営業承継後に施設の名称等を変更した場合、併せて上記2. により変更事項を届け出てください。



コインランドリーについては、該当する手続きがないため、再度1. の手続きが必要となります。

様 式

〔相続〕 相続による承継届出書

添付書類

- ☐ 戸籍謄本、または法務局で認証を受けた法定相続情報一覧図の写し
- ☐ 相続人が2人以上いる場合、相続人全員の同意書
- ☐ 許可証(原本) ※営業を承認した旨の裏書きが終わり次第返却します

5. 事業譲渡により営業が承継されるとき

事業譲渡後、遅滞なく保健所に届け出てください。



営業承継後に施設の名称等を変更した場合、併せて上記2. により変更事項を届け出てください。



コインランドリーについては、該当する手続きがないため、再度1. の手続きが必要となります。

様 式

〔譲渡〕 譲渡による承継届出書

添付書類

- ☐ 営業の譲渡が行われたことを証する書類
※事業譲渡証明書、事業譲渡に関する覚書、譲渡契約書等の写し 等
※当事者による譲渡の意思と譲渡の効力発生日が最低限確認できるものである必要があります
- ☐ 確認証(原本) ※営業を承認した旨の裏書きが終わり次第返却します

6. 確認証をなくしたとき、破れたり汚れたりしたとき

保健所に申請して確認証の再交付を受けてください。



新しい許可証交付まで数日かかるため、即日再交付はできません。

様 式

確認証の再交付願

添付書類

☐ なくした場合以外の時は、確認証(原本)

7. 営業を廃止(廃業)するとき

廃止後、すみやかに保健所に届け出てください。

様 式

廃止届出書

添付書類

☐ 確認証(原本)

- ・クリーニング師の方は業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに「クリーニング師研修」を受講する必要があります。
 - ・その他のクリーニング業務従事者の方はクリーニング所開設後1年以内に、従事者数の5分の1に当たる人数、その後は3年を超えない期間ごとに5分の1に当たる人数の方が「クリーニング業務従事者講習」を受講必要があります。
- いずれも法令に定められた研修・講習なので、必ず受講してください。

＊ お問い合わせ先 ＊

富良野保健所生活衛生課 環境衛生担当

〒076-0011 富良野市末広町2番10号

☎ 0167-23-3161(代表) 📠 0167-23-3163

✉ furanoho.seikatsu1@pref.hokkaido.lg.jp

8. よくあるご質問

Q1

布団類やおしぼりなどの布製品を貸し出した後回収し、洗濯して再度貸し出すことをくり返す業態は、クリーニング業に該当しますか？

ご質問のような、いわゆる「リネンサプライ業」についてもクリーニング業法の届出が必要となります。

洗濯を行う事業所が開設届の対象となるため、施設設備の基準を確認してください。

Q2

ビル清掃の一環として、事業所のカーペット等をその場で清掃洗浄する行為は、クリーニング業に該当しますか？

現場でカーペット等を清掃洗浄する行為は、クリーニング業法の対象とはなりません。

ただし、カーペット等を一時預かって洗濯し返却する場合は、クリーニング業法の届出が必要となりますので注意してください。

Q3

洗濯物の受取り、引渡しのみしか行わない店舗であっても、クリーニング師の設置は必要ですか？

洗濯を行わない「取次所」については、クリーニング師の設置義務はありません。

ただし、取次店の従事者についても「クリーニング業務従事者講習」の受講が義務づけられています。

北海道では、札幌以外は年度によって開催場所が異なりますので注意してください。

Q4

複数のクリーニング所を営業する場合、施設ごとに異なるクリーニング師を設置する必要がありますか？

クリーニング師は、衛生管理を行う上での実質的な責任者としてクリーニング所(取次所を除く)ごとに1人以上置かなければならないこととされています。

一方、他の従業者に対する教育・指導や近隣環境への安全配慮や環境保全対策等に向けた取組、当該業務に事故が生じた際の対応・原因究明については、デジタル技術等を活用して適切に業務を行うことができる場合は、オンライン実施・兼任により対応可能性です。

Q5

宿泊施設の中にコインランドリーを設置する場合、開設届が必要ですか？

宿泊客のみが当該コインランドリーを利用する場合であれば、開設届は必要ありませんが、宿泊客以外も設備を利用するのであれば、開設届の対象となります。

Q6

コインランドリーの衛生管理責任者になるには、特別な資格が必要ですが？

コインランドリーの衛生責任者になるために資格は必要ありませんが、当該施設に常駐するか近隣に所在しており、必要があれば、直ちに施設設備の管理の業務を行うことができる必要があります。